



手形割引と売掛債権譲渡（ファクタリング）の違い

手形割引と売掛債権譲渡（ファクタリング）の違い

項目	手形割引	ファクタリング
売却対象	手形	売掛債権
貸金業法	適用する	適用しない
提供している企業	貸金業登録業者・金融機関	貸金業登録業者・金融機関以外 ※一部貸金業登録業者も、手数料を抑えてサービス提供
買戻し義務	あり 振出人が支払できない状態になったら、同額で買戻し	なし 売掛先が支払できない状態になっても、お金の返金義務はない
審査	融資よりは格段に甘い 依頼人の買戻し能力は審査対象	融資よりは格段に甘い 依頼人の信用力はほぼ審査されない
手数料	安い 利息制限法の対象	高い 利息制限法の対象外
顧客へ知られる可能性	ほぼない	2社間ファクタリングはない 3社間ファクタリングは、売掛先の承諾が必要

どちらを選ぶ方が良いか？

「ファクタリング」と「手形割引」は、似たサービスでありながら、貸金業法に規定されているかどうか？という大きな違いが、いろいろなサービスの違いを引き起こしています。両方利用できる状況の方は、正確にメリットデメリットを把握した上で、どちらを選ぶかを検討しましょう。

①「手形割引」がおすすめの方

・「手形」を持っている方 ・信頼性の高い業者に依頼したい方 ・金利(手数料)を安く資金調達をしたい方

②「ファクタリング」がおすすめの方

・「売掛債権」を持っている方 ・審査が甘い業者に依頼したい方 ・買取後の「買戻し」をしたくない方

【今月の経営格言】 習慣は他人に感染する by 渋沢栄一

習慣とは、日々重ねていくことで、その人固有の特質になっていくものです。そしてそれは、周りの人にも影響を与えます。幼い子供を見てください。びっくりするほど、親の癖や行動様式を真似ていて、親からすれば、まるで自分を鏡で見ようようです。そう考えると、少年少女時代にどんな人々と接するか、どんな習慣を持った人の中で過ごすかが、とても大事なことだとわかるでしょう。とはいえ、人からうつされた習慣は、決して変わらないわけではありません。いざ必要となれば、悪習も改めることは可能です。 「渋沢栄一100の訓言」より